月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

第三十七号の十様式（第六条の二十二関係）（Ａ４）

建築設備検査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕　数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

私は、建築設備検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成　　年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（署　名）

地方整備局長
北海道開発局長　　殿

ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日生	性　別	男□　女□
現住所	〒　　電話番号				
勤務先の名称					
勤務先の所在地	〒　　電話番号				
欠格事由	1　後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。　いる□　いない□ 2　建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□ あるときは、その罪及び刑＿＿＿＿＿＿＿＿ その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月　　年　　月　　日 3　建築設備検査員資格者証の返納の命令を受けたことがありますか。　ある□　ない□ 返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日　　年　　月　　日				
備考					
※交付番号		※交付年月日	平成　　年　　月　　日		

第三十七号の十一様式（第六条の二十三関係）（Ａ４）

建築設備検査員資格者証

（氏　　名）
年　　月　　日生
交付番号　第　　号
交付年月日　年　　月　　日

建築基準法第12条の３第３項の規定により、建築設備検査員資格者証を交付する。

１．検査等を行うことができる建築設備の範囲

２．条件

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長（氏　　名）　　印

注　不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の十二様式（第六条の二十三関係）（Ａ４）

建築設備検査員資格者証再交付申請書

私は、建築設備検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第６条の23において読み替えて準用する同規則第６条の20第１項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長殿

〒
申請者住所
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿
（署　　名）

記

1　ふりがな 氏名	
2　生年月日	
3　性別	
4　交付番号	
5　交付年月日	
6　変更後のふりがな 氏名	
7　汚損又は亡失の年月日	
8　汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入のこと。）	

第三十七号の十三様式（第六条の二十三関係）（Ａ４）

建築設備検査員資格者証返納命令書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

地方整備局長
北海道開発局長　　印